

【用語集】

あ 行	
一時避難場所	災害発生時に一時的に身を守るために避難する場所のこと。地域住民等の集合・待機場所としての位置づけもあり、避難所のように避難生活をする場所としての位置づけはない。
か 行	
基準年	指数値算出の基準となる年。
緊急輸送道路	大規模災害発生時の緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路。
現在価値	将来の価値が現在の価値ではいくらに相当するか、割引率を川いて現在の価値に割戻したもの。
広域避難場所	災害発生で大規模な避難を要する場合、それに適した広さなどの十分な条件を有す公園や学校などで各自治体が指定する。
交通容量	ある道路がどれだけの自動車を通し得るかという、その道路が構造上右している能力。
国勢調査	我が国にふだん住んでいる、すべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査。大正9年（1920年）以来、ほぼ5年ごとに実施されている。
混雑度	道路混雑の程度を表す指標で、道路のもつ交通容量（交通を通すことができる能力）に対する実際の交通量の比で示される。
さ 行	
収容避難場所	自然災害等により住居等を失うなど、継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供できる場所で各自治体が指定する。
設計基準交通量	道路の構造条件や、交通条件などから定めた、1日に通すことのできる交通量で、道路設計の基準となるもの。
総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。地域の将来像やなすべき施策や体制、プログラム等が記述され、一般的に策定に当たっては、基本構想とこれに基づく基本計画および実施計画からなるものが多い。

た 行	
地価公示価格	地価公示法に基づき、土地鑑定委員会が、毎年1回、都市計画区域その他の土地取引が相当程度見込まれるものとして国土交通省令で定める区域において、標準的な土地（標準地）を選定し、当該標準地について2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その正常な価格を判定して公示するもの。基準時点は、1月1日である。
道路構造令	道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めた政令。
都市計画決定	将来必要な道路・公園などのいわゆる都市施設や、用途地域などの土地利用規制、区画整理などの整備事業区域を、都市計画法に基づいて計画的に位置づけ、その整備や機能を法的に約束すること。都市計画決定によって、計画を効率的に進めるために必要な規制や制限が発生する。
都市計画道路	都市計画で定められる都市施設のうち、都市計画法に基づき都市計画決定された道路。
都市計画マスタープラン	都市計画法（第18条の2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるもので、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図ることを目的として行う事業。
都道府県地価調査価格	国土利用計画法施行令第9条に基づき、都市計画区域内だけでなく都市計画区域外の土地も調査対象として都道府県知事が毎年7月1日時点における調査地点の正常価格を判定するもの。
は 行	
パーソントリップ調査	交通の主体である「人（パーソン）の動き（トリップ）」に着目し、交通目的や利用交通手段、移動の起終点の場所など、一日の全てのごきについて把握することを通じて都市交通の実態を捉えるもの。調査結果は都市圏交通実態の分析や将来交通量予測、総合的な都市交通計画（マスタープラン、個別交通計画等）等の検討に活用される。
費用便益比	事業の効果を金銭に置き換えて、その妥当性を評価するための指標。B/Cともいい、Benefit（便益）と（費用）の割合で示す。費用便益比の計算に用いる「便益」は効果の一部であるから、費用便益比が1.0を上回れば費用に見合う効果があり、1.0を下回ると費用対効果が低いと判断されるが、効果の全てををれなく計算したものではない。

や 行	
川途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、川途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。
ら 行	
流出人口	当該区域から他の区域へ通勤・通学する人口をいう。例えば、A 区における「流出人口」とは、A 区に常住し、A 区以外へ通勤・通学する人口をいう。
流入人口	他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口をいう。例えば、A 区における「流入人口」とは、A 区以外に常住し、A 区へ通勤・通学する人口をいう。
利用者均衡配分	交通量の配分手法の一つで、利用者は所要時間の短い経路を選択すると仮定し、「等時間原則」を満足する均衡状態（どの利用者も経路を変更することによって自己の旅行時間をそれ以上短縮することのできない状態）をモデル化し、この均衡状態における交通量を数値計算によって求める方法。
路線価	宅地の評価額の基準となる価格で、道路に面する標準的な宅地の 1 平方メートル当たりの価格。国税局が公表し相続税・贈与税の算定基準となる財産評価基準書の路線価（相続税路線価）と、市町村（東京都 23 区は東京都）が公表し固定資産税・不動産取得税などの課税に使用される固定資産税路線価がある。
わ 行	
割引率	将来価値から現在価値を算出するときに使う割合を指す。
数字・アルファベット	
DID 地区	人口集中地区（Densely Inhabited District）のこと。国勢調査の結果から、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が 5,000 人以上となる地域。

うるま市道路整備プログラム

平成 25 年 3 月

発行：うるま市都市計画部都市計画課

〒904-1192 沖縄県うるま市石川石崎一丁目 1 番

TEL：098-965-5620 FAX：098-965-3565

うるま市道路整備プログラム



うるま市